

第9号 笠松町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○平成27年の人事院勧告に基づく一般職職員の給与改定に関する所要の規定整備【平成27年4月1日適用】

(1) 給料表の増額改定

民間給与と比較し、給料月額を平均0.46%増額改定

(2) 勤勉手当の支給割合の引上げ

民間の支給割合に見合うよう、年間の支給割合を0.1引上げ

○地方公務員法の一部改正に伴う規定整備

平成28年4月1日から「人事評価制度」を導入し、能力及び実績に基づく人事管理を進めるに当たり、職務給の原則を徹底するため、給料表の級別の分類の基準となる職務内容を明確化

第10号 笠松町介護保険条例の一部を改正する条例

介護保険法施行令の一部改正により、介護認定審査会の委員の任期に関し、原則2年とする任期を、条例で定めるところにより2年を超え3年以下の期間に拡大することができることとされたことに伴い、その任期を3年とする所要の規定整備

第11号 笠松町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準条例の一部を改正する条例

第12号 笠松町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準条例の一部を改正する条例

厚生労働省令の一部改正に伴い、指定(介護予防)認知症対応型通所介護事業者に対して、利用者とその家族、地域住民の代表者、町の職員、地域包括支援センターの職員その他知見を有する者で構成する協議会を設置し、地域との連携や運営の透明性を確保するため、おおむね6月に1回以上、協議会に活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望・助言を聴く機会を設けることを義務付けることとする所要の規定整備

第13号 笠松町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律に基づき、消防団員の処遇改善を図るため、消防団員の報酬を増額するなど所要の規定整備

第14号 笠松町多目的運動場の管理に係る指定管理者の指定

○指定管理者に管理を行わせる公の施設

笠松町多目的運動場A(天然芝) 笠松町江川堤外
笠松町多目的運動場B(人工芝) 笠松町江川堤外

○指定管理者として指定する団体

一般財団法人 岐阜県サッカー協会

○指定期間

平成28年4月1日から平成31年3月31日まで(3年間)

第15号 町道の路線認定

宅地開発により設置された北及地内の私有道路を町道編入することに伴う路線認定(北及65号線)

第16号 平成27年度笠松町一般会計補正予算(第9号)

補正額 90,007,000円

補正後歳入歳出予算額 7,265,359,000円

[主な補正内容]

- ・給与改定による人件費の増額
- ・マイナンバー制度における他市町との情報連携に向けて、インターネット接続系の分離など情報セキュリティの抜本的強化を行う費用を増額
- ・国の地方創生加速化交付金を活用し、町内店舗や商工会、地元工業高校、金融機関など、産・官・学・金が連携し、本町の貴重な歴史・文化・自然資源を最大限に活かした、スマートフォン向けのまちなみ支援アプリを開発し、アプリと連動した様々なイベントを開催することにより、町内外から多くの人、特に若者が集まる仕組みを創出し、新たなまちの賑わいと活性化を図る事業を展開する費用を増額
- ・下羽栗日赤奉仕団、愛馬会、大栄食品株式会社からの指定寄附を社会福祉基金に積立てを行う増額
- ・賃金引上げの恩恵が及びづらい低年金受給者の支援を行うため、低所得の高齢者を対象に年金生活者等支援臨時福祉給付金の交付費用を増額
- ・レジ袋有料化還元基金寄附金を同基金に積立てを行う増額
- ・社会医療法人蘇西厚生会松波総合病院からの指定寄附を多目的運動場の維持管理費用に財源充当
- ・その他事業完了に伴う契約差金など不用額の減額

第17号 平成27年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)

補正額 ▲4,405,000円

補正後歳入歳出予算額 3,286,078,000円

[主な補正内容]

- ・給与改定による人件費の増額
- ・その他事業精算に伴う所要の補正

第18号 平成27年度笠松町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

補正額 ▲1,210,000円

補正後歳入歳出予算額 232,124,000円

[主な補正内容]

- ・後期高齢者医療広域連合納付金の額確定に伴う増額
- ・「ぎふ・すこやか健診」「はしま・さわやか口腔健診」の事業精算に伴う健診費用の減額